なお、「本人に対し、その利用目的を明示」とは、本人に対し、その利用目的を明確に示すことをいい、当該利用目的を書面に記載し、その書面と同一の書面をもって、当該目的に利用することについての本人の同意を取得することとする。

⑶　次に掲げる場合については、⑴、⑵及び第４．２⑵の規定（法第18条第１項から第３項まで）は適用しない。

ア　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

（例）

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報の提供者が逆恨みを買うおそれのある場合

イ　利用目的を本人に通知し、又は公表することにより債権回収会社の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

（例）

・　利用目的を知られることにより、企業秘密にかかわる事項が明らかになり、企業の健全な競争を害する場合

・　暴力団等の反社会的勢力情報、疑わしい取引の届出の対象情報、業務妨害行為を行う悪質者情報を取得したことが明らかになることにより、情報提供を受けた企業に害が及ぶ場合

ウ　国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

（例）

・　犯罪捜査への協力のため、被疑者等に関する情報を取得した場合

エ　取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

（例）

・　事務代行業務として個人情報の入力等の処理業務の委託を受けて、委託者の指示の下、機械的な事務として当該個人情報を取り扱う場合

・　今後連絡を取り合うために名刺交換をした場合

・　着信において相手方の電話番号が非通知でない場合で、同じ用件で当方から相手方に電話を掛け直す場合

第７　個人データの管理に関する義務

１　データ内容の正確性の確保（法第19条関係）

⑴　債権回収会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つこととする。

⑵　「正確かつ最新の内容」とは、利用目的に照らして最新の事実と一致することをいう。⑴の規定（法第19条）の努力義務は、評価又は判断に関する個人データには及ばない。

⑶　⑴の規定（法第19条）の目的を達成するために、債権回収会社は、次のような手続等を整備することとする。

ア　個人情報データベース等への個人データ入力時の照合・確認の手続

イ　個人データの誤り等を発見した場合の訂正・追加・削除の手続

ウ　不要となった個人データの消去・返還の手続

⑷　債権回収会社は、個人データの保存期間を設定し、利用目的の達成に必要のなくなった、次のような個人データ等は、速やかに返還又は消去するなどして取扱いを止めることとする。

ア　保存期間の満了したサービサー法第20条に基づく法定帳簿に記載された個人データ

イ　債権の買取査定のために個人データを取得したが、結局債権を譲り受けなかった場合の当該個人データ

２　安全管理措置（法第20条関係）

⑴　債権回収会社は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。必要かつ適切な措置として、個人データ媒体の性質及び取扱状況に応じ、①組織的安全管理措置、②物理的安全管理措置、③技術的安全管理措置を講ずることとする。

その際、債権回収会社において、個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の大きさを考慮し、事業の性質、個人データの取扱状況及び個人データを記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

例えば、不特定多数者が書店で随時に購入可能な名簿で、事業者において全く加工をしていないものについては、個人の権利利益を侵害するおそれは低いと考えられることから、それを処分するために文書細断機等による処理を行わずに廃棄し、又は廃品回収に出したとしても、事業者の安全管理措置の義務違反にはならない。

⑵　「組織的安全管理措置」とは、個人データの保護について、組織的に実施するための管理体制の整備を図る安全管理措置をいい、例えば、次の事項からなる。

ア　安全管理に関する組織体制の整備

・　個人情報保護管理者（情報システム管理を含む。）の設置

・　内部規程等による個人データの取扱いに関する従業者の役割及び責任の明確化

・　監査責任者の設置並びに従業者及び委託先に対する監査実施体制の整備

・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する体制の整備

イ　従業者の管理

・　従業者との間における秘密保持契約等の締結

・　従業者向けの個人データの取扱いに関する法令及び内部規程の遵守の徹底

・　従業者に対する啓発及び教育研修の実施

ウ　次の各事項に関する安全管理に関する規程類の策定とこれに従った運用

・　安全管理に関する組織的事項

・　個人データの取扱いの各場面（取得・入力、照合・確認、移送・送信、利用・加工、保管・バックアップ、訂正・追加及び消去・廃棄・返還等の作業）に関する手続的事項

・　防犯、防災のための物理的保護の設備及び機器設置環境に関する事項

・　情報システムの安全管理に関する事項

・　従業者に対する教育研修に関する事項

・　個人データの取扱いを委託する場合の委託先の監督に関する事項（委託先の評価及び選定基準並びに委託契約に盛り込むべき事項を含む。）

・　従業者及び委託先に対する監査に関する事項

・　個人データの漏えい等発生時の対処に関する事項

・　法令及び内部規程違反への対処に関する事項

エ　安全管理に関する監査の実施

・　自社及び委託先に対する監査の実施

・　定期又は随時の監査による安全管理措置状況の評価

・　監査結果を踏まえた安全管理措置の見直し

⑶　「物理的安全管理措置」とは、個人データの盗難防止、防災等を図るために講ずべき物理的な安全管理措置をいい、例えば、次の事項からなる。

ア　入退室の管理

・　個人データの保管場所の施錠及びかぎの管理

・　個人データの作業場所及び保管場所への入退者制限並びに入退室状況の記録化

イ　盗難等の防止

・　離席時の個人データの放置禁止

ウ　機器・装置等の保護

・　個人データを取り扱う機器・装置等の破壊、火災、停電等からの保護

⑷　「技術的安全管理措置」とは、個人データ及びこれを取り扱う情報システムへのアクセス制御、不正ソフトウェア対策等、個人データに関する技術的な安全管理措置をいい、例えば、次の事項からなる。

ア　個人データへのアクセスにおける識別・認証とこれを利用したアクセス制御

・　個人データに対する正当なアクセス権限を有する者であることの識別・認証の実施（ＩＤとパスワードによる認証）